

土砂又は岩石を積重ねる事業（土石の堆積事業）の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ

横浜市では、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」といいます。）」により、土砂又は岩石を積重ねる事業（以下「土石の堆積事業」といいます。）を行う場合に、次のような手続を定めています。

【条例で定める土石の堆積事業に関する手続】

- 1 土石の堆積事業を行おうとする土石の堆積事業者による土石の堆積事業の構想の周知
- 2 土石の堆積事業の構想に対する地域住民等のみなさまからの意見聴取
- 3 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する土石の堆積事業者と横浜市との協議

このたび、次の1の土石の堆積事業の区域において土石の堆積事業を行いますので、条例の規定により、当該土石の堆積事業の構想について、地域住民等のみなさまに周知いたします。

土石の堆積事業の構想について御意見がありましたら、3及び5のとおり意見書を提出ください。

なお、この用紙では、条例の手続の流れや、土石の堆積事業の構想に対する意見の提出方法、土石の堆積事業者から横浜市に提出された書類及び図面の縦覧・閲覧の方法等について御案内していますので、御覧ください。

1 土石の堆積事業の区域、番号及び問合せ先

土石の堆積事業の区域の所在地（地番）		
土石の堆積事業受付番号		第 号
土石の堆積事業の構想 についての問合せ先	氏名	
	電話	
	E-mail	

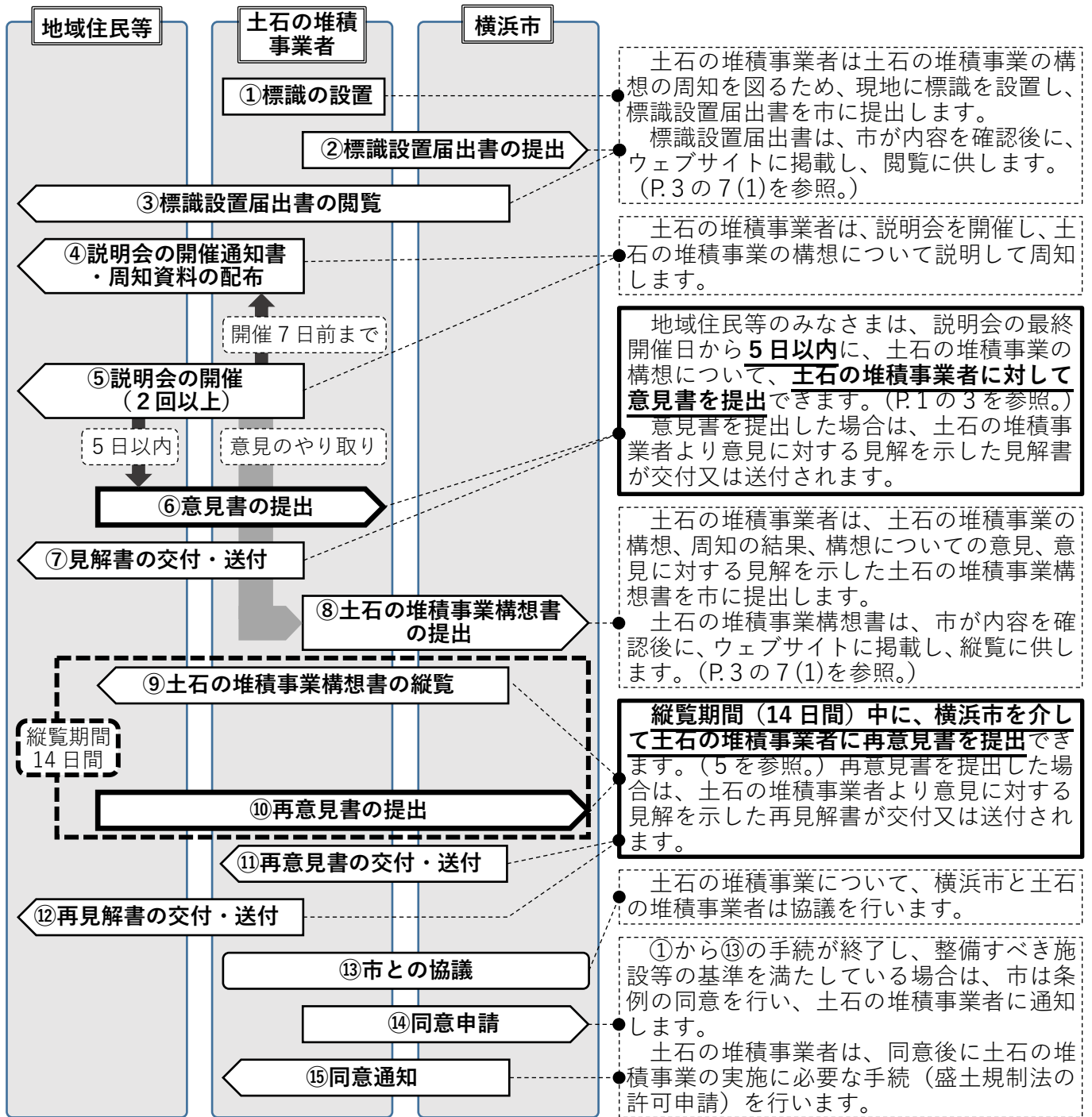
2 条例上の周知対象者と周知方法

周知対象者 （地域住民等の定義）	・ 土石の堆積事業区域から 50m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者 ・ 土石の堆積事業区域が含まれる地域まちづくり計画（建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール等）の運営団体
周知方法	説明会の開催（2回以上） ※ 説明会の開催日時及び開催場所等については、別添資料を御覧ください。

3 意見書の提出（※土石の堆積事業者に提出します。）

提出期限	年 月 日まで ※ 説明会の最終開催日の翌日から起算して5日以内に意見書が提出できます。 ※ 国内から郵送・信書便により送付する場合は、当日消印有効です。	
提出方法	① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信	
提出先	住所・氏名	〒
	E-mail	
意見の対象	土石の堆積事業の構想について御意見を提出できます。	
留意事項	※ 意見書には、1の「受付番号」又は「土石の堆積事業の区域の所在地（地番）」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 意見書の様式は、P.3の7(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。	

4 条例の手続の流れ



5 再意見書の提出(※横浜市に提出し、横浜市より土石の堆積事業者に交付・送付します。)

提出期間	土石の堆積事業構想書の縦覧期間(14日間)中
提出方法	① 手渡し、又は郵便・信書便により送付 ② 電子メールでの送信 ③ 横浜市電子申請・届出システムの使用(P.3の7(1)のウェブサイトよりアクセスできます。)
提出先	横浜市の担当部署(P.3の8を参照。)
意見の対象	土石の堆積事業構想書の内容について御意見を提出できます。
留意事項	※ 縦覧期間、P.3の7(1)のウェブサイト又は現地の標識にて確認できます。 ※ 再意見書には、P.1の1の「受付番号」又は「土石の堆積事業の所在地(地番)」のいずれかと、「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記してください。 ※ 再意見書の様式は、P.3の7(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。 なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。

6 見解書・再見解書の交付・送付方法

意見書又は再意見書を提出した場合は、次のいずれかの方法により土石の堆積事業者より見解書又は再意見書が交付又は送付されます。

交付・送付 方法	① 手渡し ② 郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）に投かん ③ 郵便・信書便により送付 ④ 電子メールでの送信
-------------	---

7 条例の手續に関するウェブサイト

(1) 標識設置届出書、土石の堆積構想書等（土石の堆積事業に関する書類等）を縦覧・閲覧できる横浜市管理のウェブサイト

アドレス：<https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 市庁舎2階のよこはま建築情報センター（開庁日時：8：45～17：00（横浜市の休日を除く。））に上記ウェブサイト閲覧できる端末を設置しています。

(2) 条例の案内について掲載した横浜市のウェブサイト

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/>

アドレスの二次元コード：右記のとおり。



※ 意見書・再意見書の様式をダウンロードできます。

8 横浜市の担当部署・問い合わせ先（再意見書の提出先）

手續の担当部署・問合せ先及び再意見書の提出先は次のとおり（チェックされた担当部署）です。

該当 に☑	担当部署		電話番号	再意見書の提出先	
				E-mail	所在地
☐	建築局 宅地審査課 指導担当	北東部 （緑、青葉、都筑、鶴見、西、 中、港北）	045-671-4516 045-671-4518	kc-taku-iken @city.yokohama.lg.jp	〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 25階
☐		南西部 （港南、磯子、金沢、戸塚、栄、 南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉、神 奈川）	045-671-4515 045-671-4517		
☐	建築局 調整区域課 指導担当		045-671-4521	kc-chou-iken @city.yokohama.lg.jp	

（注意）

この用紙は、横浜市が作成した様式を使用して、土石の堆積事業者が配布するものです。